

第 15 章 産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画の認定

産業活力再生特別措置法は、平成 11 年 10 月 1 日に施行（同年 8 月 13 日公布）され、低生産性部門から高生産性部門への経営資源の迅速かつ円滑なシフトを図り、生産性を抜本的に改善していくための一群の政策パッケージを用意し、我が国産業活力の早期の再生を期することを目的としている。なお、本法は平成 15 年 4 月 9 日に抜本的に改正された。

金融庁において、平成 14 年 7 月 1 日以降、同法第 3 条第 1 項の規定に基づき審査した結果、同法第 2 条第 2 項第 1 号に規定する事業構造変更及び同項第 2 号に規定する事業革新を行う者として産業活力再生特別措置法に定める事業再構築計画の認定が行われた。具体的には以下のとおり。

| 申請者 | 認定日 |
|----------------------------------|------------------------|
| 大和銀行、あさひ銀行、近畿大阪銀行、奈良銀行、あさひ信託銀行 | 平成14年 8 月23日 （変更認定） |
| 親和銀行、九州銀行 | 平成14年 9 月30日 （変更認定） |
| 福岡シティ銀行 | 平成14年10月10日 |
| 三井住友銀行 | 平成14年11月22日 |
| 損保ジャパン、大成火災海上保険 | 平成14年11月27日 （変更認定） |
| みずほフィナンシャルグループ、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行 | 平成15年 3 月10日 |
| 三井住友フィナンシャルグループ、三井住友銀行、わかしお銀行 | 平成15年 3 月11日 |
| 足利銀行、北関東リース | 平成15年 3 月11日 |
| 東京三菱フィナンシャルグループ、東京三菱銀行、三菱信託銀行 | 平成15年 3 月20日 |
| りそなホールディングス、りそな銀行 | 平成15年 6 月27日 |